

第 12 回教育委員会会議

令和 8 年 9 月 25 日
午 後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第30号

令和8年度（令和 8 年4月1日から同年8月31日まで）における教
職員の懲戒処分状況について

報告 第 30 号

令和 8 年度（令和 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで）における 教職員の懲戒処分状況について

標題について、教育長の専決により次のとおり懲戒処分を行ったので報告する。

1 報告期間

令和 8 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

2 概要

期間中、7 件（7 名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
中学校	2〔0〕	0〔0〕	0〔2〕	0〔2〕	2〔4〕
小学校	1〔0〕	2〔3〕	2〔0〕	0〔0〕	5〔3〕
幼稚園	0〔0〕	0〔0〕	0〔0〕	0〔0〕	0〔0〕
合計	3〔0〕	2〔3〕	2〔2〕	0〔2〕	7〔7〕

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	2〔0〕	1〔2〕	2〔1〕	0〔1〕	5〔4〕
一般非行関係	1〔0〕	1〔1〕	0〔1〕	0〔1〕	2〔3〕
交通法規関係	0〔0〕	0〔0〕	0〔0〕	0〔0〕	0〔0〕
合計	3〔0〕	2〔3〕	2〔2〕	0〔2〕	7〔7〕

行為 態様	事案	職種又は補職	年齢 (性別)	処分内容 (年月日)	概要(公表等用)
一般 服務 関係	不適 正事 務	事務職員	35 (男性)	免職 (R8.5.29)	令和3年度から令和7年度にかけて、自身の生活費等に充てるため、保護者へ支払うべき就学援助費計503,229円を横領した。 また、保護者から納入された令和7年度分のPTA会費計144,000円を、別の保護者の未収となっている学校徴収金に充当する不適正な会計事務を行った。 さらに、令和2年度から令和7年度にかけて、契約事務において、必要な決裁を経ないまま口頭発注を行うなどの不適正な処理を行った。
	喫煙	会計年度 任用職員	64 (男性)	減給3月 (R8.7.29)	令和8年4月から6月までの間、勤務校の敷地内において、勤務時間中に50回程度喫煙した。
	兼職 兼業 違反	主務教諭	45 (男性)	停職1月 (R8.8.31)	令和5年1月から令和7年12月までの間、勤務時間外に親族名義で営業する飲食店の運営に複数回従事した。
	兼職 兼業 違反	教諭	28 (女性)	減給3月 (R8.8.31)	令和7年8月から令和8年6月までの間、勤務時間外に飲食店等でアルバイトを複数回行い、報酬を得た。
一般 非行 関係	児童 生徒 以外 への わい せつ 行為・ 性的 言動	再任用教諭	63 (男性)	停職3月 (R8.7.31)	令和8年5月、大阪市内の商業施設において、スマートフォンを使用して、女性の臀部付近を盗撮した。

教育委員会の主な取組

- 令和8年5月、市長が委員長を務める大阪市服務規律刷新プロジェクトチーム会議（4月末開催）において決定された重点取組項目（「教職員による児童生徒に対する非違行為」及び「ハラスメント事案」の発生防止）について、各校園長宛てに「職員の服務規律確保に向けた重点取組について」の通知を発出した。

本通知では、重点取組項目について教職員一人ひとりへの周知徹底を求めるとともに、校園長による管理監督及び各学校園の状況に応じた取組の実施など非違行為の防止に努めるよう指示した。

- 教育委員会では、服務規律の強化や人材育成手法の改善のため、令和5年度に「服務規律の刷新及び人材育成手法の改善検討ワーキンググループ」を設置し、研修体系等の見直しを行ってきた。

ワーキンググループの成果を踏まえ、令和8年度も7月から全教職員を対象とした次のような服務研修を実施し、改めて不祥事や非違行為の発生防止に努め、市民から信頼される学校園づくりを推進している。

- ・ オンデマンド型の服務研修

キャリアステージごとに発生傾向の高い非違行為に重点を置いた内容で実施している。今年度は、昨年度同様に、全教職員共通の項目としてハラスメント事案の防止のための動画視聴を組み込んだ。

- ・ グループワーク型の研修

実際の懲戒処分事例から作成した研修素材である、事例検討シートを活用している。各学校園の管理職を講師とし、効果的、効率的に実施できるよう学校園の状況に応じた事例を選択できるようにしている。今年度は、盗撮事案や自転車の飲酒運転事案等の事例を追加し、内容の充実を図った。

- 令和8年7月、各校園長あてに教職員の服務規律の確保の観点から、夏季期間における教職員の綱紀保持について通達を発出した。

通達では、教職員一人ひとりに対して、公務員は公私にわたって絶えず厳しく注目されていること、不祥事が発生した場合は厳正に処分されるだけでなく、所属する学校園をはじめとする本市教育活動全体に対する信用を失墜させることを明記し、具体的な遵守事項を列挙のうえ注意喚起を行った。